

公啓法親王からみる輪王寺宮の基礎研究

——近世中期における宮門跡継承の変化——

A Basic Study of the Rinnojinomiya from Prince Koukei:
Changes in the Succession of Monzeki in the mid-Edo period

松本 大輝

キーワード：輪王寺宮，公啓法親王，公遵法親王，閑院宮家，朝暮関係

This paper analyzes the characteristics of the Rinnojinomiya (chief priest of Rinnoji temple from the Imperial family or a noble family) and changes thereof by focusing on Imperial Prince Koukei, the sixth Rinnojinomiya, and clarifies the importance of examining each Rinnojinomiya generation.

The Rinnojinomiya was the Miyamonzeki (chief priest served by a prince of the Imperial family) and was established on Mt. Nikko to worship the Tokugawa family. As the head of the religious organization in the Edo period, Rinnojinomiya has attracted attention in previous studies as being superior to the Kamigata Monzeki that centered around the Imperial Court. However, despite the Rinnojinomiya's existence as the Miyamonzeki for two hundred years over twelve generations, previous studies have concentrated on the first and twelfth Rinnojinomiya, with less attention to Imperial Prince Koukei.

However, this does not mean that Imperial Prince Koukei is lacking in research importance. Although the relationship between the Imperial court

and the Edo shogunate was not necessarily good at the time of establishing the Rinnojinomiya, the court and the shogunate seemed to respect each other when they elected Imperial Prince Koukei as the Rinnojinomiya. In addition, this paper shows that Imperial Prince Koukei was chosen as the first Rinnojinomiya from the prince's family, not from the emperor's family, and that he was a desirable presence for both the Imperial court and the Edo shogunate.

Thus, Imperial Prince Koukei as the Rinnojinomiya did not have a superior, one-sided relationship to the Kamigata Monzeki as suggested in previous studies, but rather a multifaceted relationship. Studying Rinnojinomiya based on this multifaceted aspect of the Rinnojinomiya is now required for future research on the Rinnojinomiya.

目次

はじめに

第一章 輪王寺宮の先行研究と公啓法親王研究の重要性

第二章 公啓法親王の生涯

第一節 公啓法親王誕生

第二節 曼殊院門跡としての公啓法親王

第三節 曼殊院門跡から輪王寺宮附弟へ

第四節 輪王寺宮附弟の選定に関する考察

第五節 輪王寺門跡としての公啓法親王

第六節 公啓法親王の薨去

第三章 輪王寺宮研究上における公啓法親王の意義

おわりに

注

参考文献

図

はじめに

輪王寺宮とは、徳川家康の没後、家康が帰依してい

た仏僧の天海大僧正による思惑の下^(一)、後水尾天皇の皇子である守澄法親王を寛永寺へ迎え入れ、明暦元年（一六五五）十一月二十六日、後水尾天皇から守澄法親王への勅号が与えられる事で成立した宮門跡である。

天海は徳川家康の神格化を推し進めた人物であり、輪王寺宮もその一環として成立した。徳川家康の神格化に当たっては、いかに比叡山の存在に対抗するかが問題になったからである。比叡山の総本山である延暦寺は朝廷の鬼門の位置を押さえるように存在し、比叡山においては、青蓮院、三千院、妙法院の三室（天台宗三門跡）に代表される宮門跡の下、歴代天皇が祀られる形を取っていた。徳川神格化に当たる諸事はこの比叡山の様式を強く意識しており、寛永寺は江戸城の鬼門の位置を押さえるように建立されている。また、その山号は東の比叡山を意味する東叡山であり、更には寛永寺とは別に日光山を整備した上で、歴代徳川将軍を祀るために天皇の皇子を迎え入れたのである。

そして輪王寺宮はその成立以後、滋賀県の滋賀院や京都の毘沙門堂を兼務し^(二)、浅草寺をその支配下に置くなどして第十二代輪王寺宮である公現法親王の代ま

で続き、公現法親王が明治三年（一八七〇）の還俗^三によってその終わりを迎えた。

このように輪王寺宮研究は、江戸幕府の宗教政策と深く関わっている事から、江戸幕府の政策研究や仏教史研究に関連して行われた。しかしその研究は、決して十全に行われているわけではなく、歴代輪王寺宮一人ひとりに対し具体的な考証が行われてはいない。特に今回取り上げる第六代輪王寺宮公啓法親王は、それまで代々天皇家皇子を迎えていた輪王寺宮が、初めて親王家（閑院宮家）から迎える事となり、これ以降は一部例外を除き四親王家から迎えられる事になった。きつかけとなる人物でありながら、先行研究にて十分に検討されていない。

そのため本稿では公啓法親王に関する基礎研究の構築を主目的とし、その上で公啓法親王を通して輪王寺宮の性格やその変化の分析をし、輪王寺宮一代一代を具体的に検討していく重要性を明らかにしていく。

第一章 輪王寺宮の先行研究と公啓法親王研究の重要性

公啓法親王を考察するに当たっては、まず輪王寺宮全体の先行研究の状況を明らかにし、比較する事により、公啓法親王研究を行う重要性を指摘していく。

輪王寺宮に関する研究として最初に挙げられるのは、輪王寺宮の成立に関わる研究である。輪王寺宮の成立とはつまり初代輪王寺宮である守澄法親王を指すが、これは輪王寺宮創設を考案した天海に対する注目から研究が行われている面がある。辻善之助は輪王寺宮を具体的に扱った最初の研究者であるが、『日本仏教史近世編之二』（二九五三）^四で、近世宗教史を取り扱うに当たって天海を取り上げ、天海の事歴を見る中で、日光山で初代輪王寺宮である守澄法親王が迎えられるまでの経緯を分析した研究を行っている。

また、輪王寺宮の成立との関わりで言及されるのが、輪王寺宮の権力性に関する研究である。輪王寺宮は本末制度が整備されるに当たって、その宗教権威におけるトップに置かれたためである。杉田善雄『幕藩権力

と寺院・門跡』(二〇〇三)^(五)は「堯想法親王日記」を通じて上方門跡である妙法院から輪王寺宮について取り上げ、輪王寺宮が天台宗の宗学統制権や住持任命権などを統制する事で上方門跡寺院に優越する存在として成立している事を示した。また、輪王寺宮の執奏が行われる前に武家伝奏の執奏によって勅命が下っている事例を紹介し、武家伝奏を通じて江戸幕府が輪王寺宮に対して優越しているという権力性の問題を研究している。この他にも、徳川神格化と輪王寺宮成立が上方からの独立を期するものであったという理解をしている曾根原理『徳川家康神格化への道―中世天台思想の展開』(一九九六)^(六)や、輪王寺宮の権威による秩序形成が近代国家構築の底流になったと評価している菅野洋介「輪王寺宮の権威と在地寺社の動向」(二〇〇八)^(七)など、輪王寺宮の権力性に関わる研究の記述は厚いものとなっている。

ここまででは輪王寺宮の成立に関する先行研究であるが、最後の輪王寺宮である公現法親王に関する研究はここまでとは別の関心から行われている。例えば、藤井徳行「明治元年・所謂「東北朝廷」成立に関する考

察―輪王寺宮公現法親王をめぐる―」(一九八一)^(八)では、明治維新の頃において、公現法親王を明治政府の掲げる天皇に対抗して、輪王寺宮を天皇もしくはそれと同等の地位に持ち上げるといふ東北朝廷構想が扱われている。また藤井は、東北朝廷に関する言説の由来を辿る中で、天海の頃から輪王寺宮を天皇とする事を考えていたのではないかと信じる幕末の人々の様子を紹介している。ここでは藤井の研究を代表例として挙げるに留めるが、公現法親王に関しては、輪王寺宮研究としての注目されているわけではなく、奥羽越列藩同盟の盟主であり、東武天皇説^(九)としての公現法親王にその研究の関心がある事には注意が必要である。

以上のように輪王寺研究は、ここまでで取り上げたような初代輪王寺宮守澄法親王か第十二代輪王寺宮の公現法親王の二極に集中している事がわかる。輪王寺宮の権力性においては、例えば先述した柚田は、上方門跡との関係性を明らかにするために歴代輪王寺宮を整理して分析しているが、『本朝皇胤紹運録』(二〇)などの輪王寺宮の略年譜上での経歴からの分析に留まっている。

勿論、守澄法親王と公現法親王以外について全く研究がなされていないわけではないが、ここまでの先行研究の傾向を踏まえた上で公啓法親王に目を向けてみると、その研究蓄積の差は歴然である。

例えば公啓法親王を取り上げた研究は、前述の柚田の研究がまず挙げられる。柚田は『東叡大王歴代略御年譜』など輪王寺宮の略年譜を通して分析を行い、他の上方門跡には見られない特徴として、輪王寺宮は空白期間を作らないように優先的にその跡継ぎが決められていた事を指摘し、これを輪王寺宮についての人的保障機構であると定義した。この人的保障機構を通して、輪王寺宮が他の上方門跡を従属的位置に置いている事例とし、既に円満院を継いでいたのに輪王寺宮になった公寛法親王や、同様に円満院を継ぐはずが輪王寺宮となった公澄法親王を取り上げるのだが、公啓法親王に関しても同様の事例であると言及している。ここにおける公啓法親王に対する言及は、公啓法親王が本来曼殊院を継ぐはずが、輪王寺宮となった一点で注目されている。例えば公寛法親王や公澄法親王に関してはその後の円満院の扱いにまで分析しているのに対

して、公啓法親王の曼殊院に関しては全く分析されていないなど、公啓法親王そのものに対する具体的な考察はなされていない点において、注意が必要である。

公啓法親王について扱っている他の研究は、大山公淳「徳川時代台密教学史」(一九五〇)^(二)も挙げられる。大山は江戸時代における天台密教の流れを整理しており、その伝法の流れに公啓法親王が登場する事から、公啓法親王に関する略歴が簡単に紹介されている。

この他に、森田晃一「ものが挙げられる。森田は「東叡山主・輪王寺宮の浅草寺御成について」(一九九八)^(三)にて元文五年(一七四〇)から輪王寺宮支配下になった浅草寺について取り上げている。輪王寺宮は浅草寺を支配下に置いた後に度々浅草寺を訪れるようになり、それについて『浅草寺日記』^(四)から分析している。森田は『浅草寺日記』のうち、寛保四年(一七四四)から宝暦三年(一七五三)のものを扱っており、この頃は公遵法親王が輪王寺宮だったのが、宝暦二年(一七五二)に公啓法親王にその寺務を譲ったため、公啓法親王について触れられている。但し森田による研究は浅草寺御成が研究上の焦点であり、公遵法親王を

通じての分析がその大半を占めるなど、公啓法親王が中心的に扱われているわけではない。

ここまで公啓法親王の先行研究事例を取り上げてきたが、公啓法親王がその研究主体となっていない上に、略年譜上での理解のみに留まっているものが多く、具体的な分析がされずに基礎研究も十分に行われていない事がわかった。

つまり公啓法親王研究は輪王寺宮研究では殆ど未開拓となっており、輪王寺宮に関する既存の研究や考察に対して、新たな視座を提供し得る存在となっていない。

そのため本稿では、公啓法親王を主体とした基礎研究の構築を第一の目的とし、その上で公啓法親王研究には輪王寺宮研究においてどのような意義が存在しているのか考察を試みる。

なおこれ以降の史料の引用に当たっては、常用漢字に改める等の変更を行った。また史料引用中の（一）内は、すべて引用者による。

第二章 公啓法親王の生涯

第一節 公啓法親王誕生

公啓法親王は閑院宮家の第一皇子として誕生したとされるが、既にこの誕生の段階において、二つの生年月日が記述されている。歴代輪王寺宮の記録を纏めた『東叡大王歴代略御年譜』^(二)では享保十七年（一七三二）三月十八日の誕生とされるのに対し、閑院宮家に関する記録を記した『閑院宮御家譜』や『閑院宮系譜』^(三)では、享保十八年（一七三三）二月二十七日とされている。更に誕生年が異なるのに対して、薨去した年月日については安永元年（一七七二）七月十六日の記述で統一されている。薨去した際の記述を中心に考えるならば、享保十七年（一七三二）を誕生年とするのが正しい事になるが、この誕生年に関わる記述の違いについて、公卿柳原紀光が編纂した『統史愚抄』で次のように記されている。

この家女房は、正徳二年（一七一二）に、伊藤与左衛門のもとに生まれた近江国蒲生郡日野の人である事がわかる。そして名前は苗字の伊藤と共に、初めに藤原（藤江）、その後讃岐としていた事が載っているが、これはどちらも改称後のものであり、『閑院宮記録』^{二八}にて、おきよから藤江へと改称したと記されている。

この伊藤きよは、その史料に乏しいものの、直仁親王との間に六人の子供をもうけており、このうち輪王寺宮となった公啓法親王、閑院宮第二代当主となり光格天皇を送り出した典仁親王、十代將軍である徳川家治のもとへ嫁いだ倫子女王の産みの親で、庶民の出でありながら、現在まで続く皇統に関わる人物となっている^{二九}。

ここまで公啓法親王の誕生に関わる諸事を見てきたが、そこには『東叡大王歴代略御年譜』では決して捉えられない研究上興味深い点がいくつか存在している。また輪王寺宮との関係を含めて考えると、公啓以前の輪王寺宮は、双子と疑われる者がいない事は勿論であるが、母方についても公卿に連なるか、もしくは公卿の養女となっており、親王家出身である事以外の点に

おいても、公啓法親王は歴代とは異なる事情を抱えた人物となっている。

第二節 曼殊院門跡としての公啓法親王

公啓法親王は誕生後まもなく中御門天皇の養子となつてゐる。『御湯殿上日記』によると次の通りである。

享保十九年十二月

廿四日、はる、くもる、^{（公啓法親王）}としの宮ノ御かた御やう子の事尹宮へ仰出さる、

享保二十年正月

十六日、はる、としの宮御かた御養子、^{（曼殊院門跡）}竹内御門跡へ御さうそくの御事仰出さる、

十九日、はる、^{（小森頼孝姫）}左衛門佐殿としの宮御かた母公仰出され候、御礼ニ御まな一折しん上、

廿八日、ふる、としの宮御かた分御養子の御礼一か二しゅまいる

二月

四日、はる、としの宮、御方まんしゅ院宮へ御さ

うそく仰出され候御札にさあや三卷一か三
しゅまいる

〔吉岡眞之、藤井讓治、岩壁義光 監修
二〇二〇年 b 七〕

享保十九年（一七三四）十二月二十四日に直仁親王へ、としの宮（俊宮、公啓法親王の事）を中御門天皇の養子とする事が申し出された。それは竹内御門跡（曼殊院）にするためであり、中御門天皇の妃である左衛門佐（小森頼季娘）を養母とし、それらに対する返礼品として魚などを贈っているという内容のものである。

この頃の曼殊院門跡は空白の期間となっており、公啓法親王が跡を継ぐ一つ前は中御門天皇の第四皇子慈仁法親王であるが、この慈仁法親王は享保九年（一七二四）に曼殊院を相続したものの、享保十四年（一七二九）には仁和寺へ転住している。公啓法親王へ曼殊院門跡相続の話が持ちかけられた享保十九年（一七三四）の時点で誕生している中御門天皇の他の皇子について列挙してみると、第一皇子は桜町天皇であ

る。そして、第二皇子の公遵法親王は第五代輪王寺宮に定められ、この頃は既に輪王寺宮になっている。第三皇子の忠誉法親王は享保十八年（一七三三）の時点で親王宣下をした後に聖護院へ入寺している。また第五皇子信宮は享保十九年（一七三四）六月に誕生するも七月には薨去しており、中御門天皇からは仁和寺へと転住した慈仁法親王以外の曼殊院門跡を出す事が出来なかったようである。

なお閑院宮家以外の四親王家にも目を向けてみると、伏見宮は第十五代伏見宮当主貞建親王の頃で、『伏見宮日記』⁽¹⁰⁾によると第一皇子の邦忠親王は伏見宮の跡継ぎとして出家せず、第二皇子の邦頼親王は公啓法親王と同じ享保十八年（一七三三）の生まれではあるが十二月と公啓法親王より誕生が遅く、この後は観修寺へ入寺している。

有栖川宮については第五代有栖川宮当主職仁親王の頃であるが、『有栖川宮日記』⁽¹¹⁾によると第一皇子の音仁親王は跡継ぎとして出家しなかった。次に第二皇子の叡仁法親王は享保十五年（一七三〇）の生まれで享保十八年（一七三三）の段階で梶井門跡道仁法親王

の遺言を受けて梶井門跡を相続する事が決まっている。そして、第三皇子の覚仁法親王は享保十七年（一七三二）の生まれではあるが享保十九年（一七三四）十月において三宝院門跡房演の附弟となる内約を結んでいる。最後に第四皇子の増賞法親王は享保十九年（一七三四）四月の生まれで、この時はまだ同年十一月の段階で箸初の儀を行ったばかりである程幼かった。

最後に桂宮（当時は京極宮と呼称）であるが、当主は第八代家仁親王が務めており、『桂宮日記』^(三)によると第一皇子の公仁親王しか生まれておらず、公仁は桂宮の跡継ぎのため出家はしていない。

中御門天皇と四親王家の享保十九年（一七三四）時点での様相は以上の通りであるが、この時点の公啓法親王の曼殊院相続事情は一般的な範疇に収まっているものであった。親王家における第一子は後の親王家当主になるために門跡寺院の相続が行えなかった。一方で将来的に門跡寺院に継ぐ者であっても、先代からの遺言でその相続が決められる他、内約が結ばれるなどして後々の運びが決まっているものが多く、公啓法親王はそういった約束事がない中で、曼殊院門跡相続の

候補者達のうち、一番年長者であったために曼殊院門跡相続を言いつけられたという、至って普通の理由となっている。

また後に輪王寺宮となる事を踏まえても、この時にはまだ公啓法親王の二代前の輪王寺宮である公寛法親王が存命している他、次代の公遵法親王が、享保十六年（一七三一）には毘沙門堂に入室しており、享保二十年（一七三五）に正式に公寛法親王の跡継ぎに定められている。そのためこの段階では、公啓法親王の輪王寺宮相続などの考えは存在しておらず、一般的な宮門跡としての道を歩んでいるのである。

公啓法親王はこの後、曼殊院門跡の道を歩んでいく事となるが、出家する前に法要に関わった事例が存在している。それが生母である伊藤きよの法事である。伊藤きよの法事に関する記述はいくつか存在しているが、その一つとして四十九日の法事をここでは取り上げたい。この法事については『閑院宮日記』に次のように記述されている。

元文五年十月十日

一 真光院〔伊藤きよ〕四十九日法事 寿宮様俊宮様〔典仁親王〕被仰付

候、法事量白銀二枚内一枚御本坊〔公啓法親王〕来ル

香奠金百疋 寿宮様〔伊藤きよ〕被備候

同 百疋 五十宮様〔倫子女王〕被備候

同 百疋 俊宮様〔倫子女王〕被備候 尤御本坊〔倫子女王〕来ル、備後守先達而持参

〔吉岡眞之、藤井讓治、岩壁義光 監修

二〇二〇年 b 一三三〕

この法事は蘆山寺で行われたものであるが、ここでは伊藤きよ（真光院）の四十九日に当たって、典仁親王（壽宮）、公啓法親王（俊宮）、倫子女王（五十宮）名が見られる。この四十九日の法事に関連して、伊藤きよの三回忌に関する記述も『閑院宮日記』に載せられているため合わせて見ると、次の通りになっている。

寛保二年八月十九日

一 真光院〔伊藤きよ〕三回二付法事被仰付候依之俊宮様寿宮様〔公啓法親王〕被下候〔典仁親王〕

白銀二枚蘆山寺へ被下候〔尤手紙二而遣ス〕

〔吉岡眞之、藤井讓治、岩壁義光 監修

二〇二〇年 b 一四〕

三回忌については倫子女王の名前が見られない一方で、典仁親王と公啓法親王二人の名前が変わらず見られる。この典仁親王と公啓法親王は度々対面するなど一緒に行動する事が法事に限らず多く、双子故か幼少期の読書始などの儀礼では、二人ともほぼ同時期に行われている。また、それぞれが閑院宮家当主と輪王寺宮になった後も度々面会し、典仁親王の和歌の門下に公啓法親王が入るなど、閑院宮家内においてもこの二人の関係性は非常に深いものとなっている。

この法事後、寛保三年（一七四三）三月には公啓法親王は曼殊院里坊へ移住し、同年十二月二日に親王宣下、そして延享元年（一七四四）十二月には曼殊院門跡として入寺して得度する事となる。この得度までの一連の流れにおいて重要なのは、輪王寺宮に係る

る人物の名が見られない事である。その一例として公啓法親王の曼殊院への入寺の様子を記録した、右大臣久我通兄の日記である『通兄公記』の記述を取り上げると次の通りである。

延享元年十二月七日、庚戌、(公啓法親王)寛義親王(号後宮先帝御養子御母左衛門佐實)田原次郎程右前駟殿上栄敦朝臣(原栄敦)

冬輔朝臣共経朝臣(堀河冬輔)梅小路共経

実胤(西洞院名)各騎馬、扈從公卿広幡大納言別当(藤原光朝)

八条前宰相等也、又今夜有得度(藤原親王)戒師

青蓮院宮、着座公卿広幡大納言別当八条前宰相脂焔

殿上人冬輔朝臣、実胤戒師脂焔殿上人共経朝臣時名

等云候、宮法名良啓云候

〔今江廣道・平井誠二校訂 二〇〇〇 九六〕

ここでは大原栄敦、堀河冬輔、八条隆英などの羽林家の家の格の者や、広幡長忠と清華家の家の格の者が参列している。また戒師を青蓮院門跡(伏見宮邦永親王皇子尊祐親王)が務めており、公啓法親王が輪王寺宮となる事を想定した様子は見られない(三三)。寛延三年

(二七五〇)六月に桜町天皇が崩御した際には曼殊院門跡として供養の導師を務めており、この段階では、公啓法親王はあくまで曼殊院門跡の道を邁進しているのである。

第三節 曼殊院門跡から輪王寺宮附弟へ

しかしながら寛延三年(一七五〇)十月には公啓法親王に一つの転機が訪れる。第五代輪王寺宮である公遵法親王から附弟(跡継ぎ)に定められたのである。『閑院宮日記抜抄』によると次の通りである。

寛延三年十月十八日

一輪門様分御使(公啓法親王)竹門様御事御附弟之御願被仰立

候処、去十一日御返答有之、御願之通相濟候之

由被仰進候、覚樹院殿被勤候也

〔吉岡眞之、藤井讓治、岩壁義光 監修

二〇二〇年 b 三〇〕

公遵法親王が公啓法親王をその附弟とする事を願い出て、それが許諾されたのである。この事によって、

今まで曼殊院門跡として歩んできた公啓法親王は、急遽輪王寺宮としての道を歩む事になる。この附弟を定める過程について、武家伝奏役を務めた広橋兼胤の日記『廣橋兼胤公武御用日記』（以下『兼胤記』と記す）で具体的な記述がなされているため取り上げたい。『兼胤記』の中には、興味深い記述として、輪王寺宮の跡継ぎの決定に先代輪王寺宮の意思が介入している事が挙げられる。

五日、

巳半刻参内、同役依所勞不參

〔中略〕

同卿安山崩堂被示、尹宮直仁親王より伝言云、輪王寺宮御附弟曼殊院宮公啓法親王被定度之由自、輪門直仁親王平宮へ御望御内談候、未被及返答彼是思慮之間、自輪門被登使者竹門公啓法親王江直二被仰入候、近々表向願可出候間、心得二御物語被成被置由也、同役江示伝了

〔東京大学史料編纂所 編

一九九〇年 一八〇一九〕

この記録は寛延三年（一七五〇）七月五日のものであり、『兼胤記』では初めて公啓法親王を輪王寺宮附弟とする記述が出てきている。ここでは公遵法親王が公啓法親王を附弟とした旨を内々に示しており、更には曼殊院にも公遵法親王から伺おうとしている。これに関連して同年七月十二日の内容を合わせて挙げておく。

十二日、

巳半刻参内、同役依所勞不參

輪王寺宮坊官吉川宮内卿来、対謁、公遵法親王准后宮口上云、彼宮御附弟曼殊院宮御契約被成度候、依之曼殊院宮江御内約被仰入候、竹門御領承候ハ、如先例於関東御願被仰上、自関東表向可有御執奏候、御治定之上ハ山科江御引取被成、到来年関東江御下向も可有之候、表向之御沙汰二及候節宜頼思召候由也、委細了承、猶同役江も可申聞之由答了、向同役亭、此赴申達之訖、攝政殿へも申入了、

〔東京大学史料編纂所 編

一九九〇年 二二〇三三〕

輪王寺宮坊官である吉川宮内卿が、公遵法親王（准后宮）の口上を伝える所によると、公遵法親王が公啓法親王をその附弟とする事を公啓法親王と内々で決めた後、この事を江戸幕府へと伝えて執奏する手筈を整えている。そして、これが決まった際には公啓法親王を山科毘沙門堂へと引き取り、来年には公啓法親王を関東へと下向させる旨を伝えている。つまり公遵法親王による内約が最初に存在し、その後江戸幕府へと願い出る流れになっているのである。

輪王寺宮は往々にして存命中に跡継ぎが決められる事が少なくない。誰が主体となって輪王寺宮を定めるかは不明である事が多い。初代輪王寺宮である守澄法親王に限れば、天海僧正が朝廷へと働きかけている書状が残っているため、その主体が天海であり、また江戸幕府であるように見えるのだが、公啓法親王おいては先代輪王寺宮の公遵法親王が主体となっているのである。

なお公啓法親王が輪王寺宮を相続する際には、公啓法親王が転住する必要があるため、曼殊院門跡が無住になってしまいう問題が存在する。この事について、公

啓法親王が曼殊院門跡を暫く預かる事での解決が試みられており、『兼胤記』に次の通りに示されている。

廿八日、

一辰半刻、同役同伴向松平豊後守役宅、対謁、

(中略)

一參内、有御手賈

一日光新宮願曼殊院空室之間被預度由、願之通被

仰出、可申達之由攝政殿被命、夫二付被仰出

之趣、如左、新宮可申達、豊後守并竹門院家

坊官等江も可含置申定了、

一曼殊院室御相続之人体有之候迄、御預之儀、御

願之通被仰出候、尤御兼帯二而者無之候事、

一御相続之人体有之候上、法流者青蓮院同流勿論

之儀二而可有之候事、

一大明院宮御預之時之例格二而、諸事可有御取計

候事、

右、於柳原亭、新宮坊官今小路 召寄被申渡、

豊後守江以書状右之趣申達、有返答、

竹門之院家静慮院・坊官千種宮内卿召寄于柳

翌廿九日、
在二条往來、
承知之由請書、被指出之、

翌廿九日、
在二条往來、

原亭、右之趣趣申合、院家・坊官畏存之由、當家江も来申之、

〔東京大学史料編纂所 編 一九九〇年 一二五〕

ここでは曼殊院を公啓法親王の預かりとする勅許が出されている。この勅許では、それに合わせて三つの留意点^(三)が示されており、一つ目は、公啓法親王の後に曼殊院門跡を相続する者は青蓮院の法流に連なる者である事^(三四)、二つ目は、曼殊院を預かる際の諸事について、公弁法親王の例に則る事などが確認されている。そして最後に、「尤御兼帯二而者無之候事」と曼殊院については公啓法親王の預かりであつて兼帯ではない事が示されているのである。兼帯ではなく預かりと強調しているのは、京にありながら輪王寺宮が兼帯する事で輪王寺宮の管轄下に入っている毘沙門堂という先例を強く意識したものであり、曼殊院に関して毘沙門堂と同じ道を歩ませないためにわざわざ勅許で言及する形となっている。これは輪王寺門跡が、既存の宮門跡秩序とは異なる存在として朝廷内において意識されていたためと言えるであろう。

また『兼胤記』では、公啓法親王を附弟とする決めに関して、その先例を示すという形で、歴代の輪王寺宮に触れている事例も存在している。それは次の通りである。

十八日、

(中略)

一昨日輪王寺宮令旨到来、其趣輪王寺宮御附弟之事、

曼殊院宮於関東御願之処、当十一日以相摸守御願

之通被仰出候段、禁中^江被仰上候由申来候、此儀、

先格正徳三年十二月、大明院宮御附弟^江滿院宮

御願之節^江ハ、関東^江被相願候、尤ニ 思召候、

禁裏^江・法皇^江之叡慮無御別儀候ハ、可被 仰出

候、被窺之候由、其節所司代松平紀伊守より伝奏

徳大寺右大将・庭田前大納言^江以書状申来、以其

趣兩人 両御所^江相窺候処、無御別儀之由被 仰

出之段、紀州^江申達候、其後紀州方^江以老中奉書、

日光准后就御願^江滿院宮御附弟被 仰出候、禁

裏・法皇達 叡聞候様、伝奏迄可申入之由、紀州

被達之、以奉書之趣表向沙汰有之候、此節^江滿院

宮へ御使松平紀州被 仰付相勤之旨、被示越候趣
二候、今度之取計如何、先例以令旨令沙汰候事無
之候、自関東如先格可被仰進哉、承度旨申之、

〔東京大学史料編纂所 編

一九九〇年 一一四—一二六〕

ここでは輪王寺宮附弟に関する勅許の願い出しについて、正徳三年（一七一二）の公弁法親王が公寛法親王（円満院宮）を附弟にしようと朝廷へ願ひ出た事を先例として挙げてゐる。その内容は、公寛法親王を附弟とする事が、中御門天皇（禁裏）や靈元天皇（法皇）の考えでは問題がないか確認するため、所司代から附弟とする旨を武家伝奏へ伝えてゐる。そして武家伝奏から兩名へと伺つた所、特に問題なく内勅を得たため、

ついに老中奉書によつて表向きの沙汰になつていったというものである。そのため輪王寺宮の附弟の勅許を出すには、この先例の通りに行うように示されているのである。なぜここでわざわざ先例を示しているのかというと、事前に内勅を伺う事もなく勅許を願ひ出たしまつてゐる事に朝廷が憤慨してゐる^{三五}という事情

が存在しているからである。

ここまで公弁法親王や公遵法親王のそれぞれの事例を見ても明らかであるように、輪王寺宮附弟を定めるには、朝廷に一度お伺いを立て、許諾を得る事で初めて成立する形となつてゐる。つまり朝暮関係という観点で言うならば、輪王寺宮というのは朝暮両者の同意を前提としており、輪王寺宮を通して朝暮両者に一定の尊重がなされる事で初めて運用出来る組織という側面を持つてゐるのである。

なお最終的には『兼胤記』に記されてゐるように、寛延三年（一七五〇）十月二十六日に勅許が出される形で、無事公啓法親王が公遵法親王の附弟として認められる運びとなつてゐる。

第四節 輪王寺宮附弟の選定に関する考察

ここまで『兼胤記』を通して公啓法親王が附弟の定め方について見てきたが、その一方でその附弟の決め方について、いくつかの疑問点が出てくる。

それは、最初になぜこのタイミングで公遵法親王は附弟を定める必要があつたのかという事である。その

理由について、病身であったから附弟を定めてなるべく早く隠居したかったのではないかと考えられる。これについて『兼胤記』では、公遵法親王が公啓法親王を跡継ぎとした後、その寺務を引き継がせて隠居した宝暦二年（一七五二）八月二十八日条にて次のように記録されている。

廿八日、

（中略）

一日光^{（公遵法親王）}准后宮依病身、願之通去廿三日隠居、新宮^{（公啓法親王）}

職務御相統被仰出候、准后御事随意院^与唱申之段、

老中より示来之由、從讀岐守申越了、^{廿九日同役被沙汰之由也}

〔東京大学史料編纂所 編
一九九五年 一七八―一七九〕

公遵法親王に關しては、この前後において大病に罹つたとされる記録がなく、この後も宝暦三年（一七五三）に中御門天皇に關わる法要のために上洛しており、決して大病ではなかったようであるが、寺務を譲る理由についてはあくまで病身である事としている。比較の

ために歴代輪王寺宮へ目を向けてみると、事前に跡継ぎだけを決めておき、その後輪王寺宮が薨去した後に寺務を引き継ぐ形が基本となっている。また、公遵法親王の先代である公寛法親王は、例外的に薨去する直前に死期を悟つて公遵法親王へとその寺務を引き継がせて隠居する形を取っている。公遵法親王は、これらの歴代に比べると、公寛法親王のように死を悟つての隠居はしていないが、公遵法親王は享保七年（一七二二）の生まれであるため、附弟を願ひ出た寛延三年（一七五〇）の段階では老齢とは言えないものの、必ずしも十分若い年齢というわけでもない。輪王寺宮は急死する者も多く、輪王寺宮の安定した運営という事を考えた場合、大病ではなくとも病身ならばなるべく早くその寺務の引き継ぎを行いたかつたのではないかと考えられる。

また公遵法親王は、寛延三年（一七五〇）に公啓法親王を附弟に定めてから、宝暦二年（一七五二）にその寺務を引き継がせ、約二年の月日で跡を継がせており、輪王寺宮附弟を願ひ出る際に公啓法親王の關東下向までの具体的な予定を伝達している。この事を踏まえるに、公遵法親王は歴代輪王寺宮と同様にただその跡継

ぎを決めるといっただけでなく、病を理由になるべく早い段階での隠居を前提として、計画的に附弟の事を進めていたのではないかと考えられる。

こうした理由のもと決められた輪王寺宮の附弟であったが、次に、なぜ公啓法親王が選ばれたのか疑問が生じる。公遵法親王の代までは、輪王寺宮というのは代々天皇の皇子がなるものであった。しかしながら公啓法親王は前述しているように親王家の皇子である。一体なぜわざわざ親王家の皇子を選ぶ必要があったのか。そして親王家の皇子を選ぶ必要がある上でなぜ閑院宮の公啓法親王が選ばれたのか。

この点について具体的な理由を示している史料は見られないため、最初に公啓法親王が曼殊院門跡に選ばれた時と同様に、天皇家の動向について目を向けてみたい。中御門天皇の第三皇子忠誓法親王は、享保七年（一七二二）の生まれで聖護院門跡となっており、忠誓法親王以外は公遵法親王を除いて早逝するなどして全員亡くなっている。次に桜町天皇の皇子は桃園天皇一人しかおらず、桃園天皇は寛保元年（一七四一）の生まれとまだ幼年であるため、近く皇子が誕生すると

いった事は考えられない。輪王寺宮の跡継ぎとなる事を考えた場合、忠誓法親王は既に聖護院門跡となつて長く、年齢にしても公遵法親王と同年の生まれという事もあつて十分な年齢であるため、輪王寺宮を継げるような皇子がいない事がわかる。その上で、公遵法親王がどうしてもこのタイミングで隠居を考えているという事を踏まえるならば、桃園天皇がまだ幼年であるため、近い将来において輪王寺宮となり得るような皇子が生まれる状態にあるとは考えられず、どうしても天皇家からは輪王寺宮の附弟の候補を選び出す事が出来ない状態にあつた。そのため輪王寺宮の附弟を四親王家から選び出す必要があつたのだろう。

では、四親王家から輪王寺宮を選ばなければならぬにしても、なぜ閑院宮家の公啓法親王が選ばれたのであるのか。この事を考えるに当たっては、まず先程と同様に閑院宮家以外の三親王家の様相を列挙してみよう。

最初に伏見宮は貞建親王が当主の頃であり、『伏見宮日記』^(二六)によると第二皇子邦頼親王は観修寺の跡継ぎとなつていたが、その後観修寺門跡の慣例に則り、延

享五年（一七四八）東大寺別当になっている。この後邦頼法親王は加行に励み、寛延三年（一七五〇）の二月には勸修寺門跡継承の挨拶のためにわざわざ江戸へ下っており、三月には九代將軍の徳川家重と対面している。第三皇子の尊英法親王は元文二年（一七三七）の生まれで寛延元年（一七四八）に親王宣下をして青蓮院に入寺しており、寛延三年（一七五〇）四月に桜町天皇が崩御した際にはその葬儀に参列し、公啓法親王と共に読経を行うなどしていたが、この後宝暦二年（一七五二）七月には春頃から体調が優れなかった事もあり、薨去している。第四皇子の尊真法親王は寛保四年（一七四四）の生まれで延享三年（一七四六）には一乘院の附弟となった。そして寛延三年（一七五〇）六月には半年程体調を崩すも、後に青蓮院へ入寺するよう勅許が出され、宝暦二年（一七五二）に親王宣下を受けている。第六皇子万数宮は延享五年（一七四八）の生まれだが、この後宝暦元年（一七五二）に薨去している。

次に有栖川宮については職仁親王が当主の頃であり、『有栖川宮日記』^{〔三七〕}によると第二皇子の叡仁法親王は

梶井門跡の附弟に定められた後、延享二年（一七四五）には日光東照宮での徳川家康百五十回忌の法要のために江戸へと下り、徳川吉宗と対面している。その後は、公遵法親王と共に導師としてその法会を執り行うなどしており、延享四年（一七四七）の正月には一度体調を崩すが、快癒している。更に、寛延元年（一七四八）十二月には本来梶井門跡になるために必要な伝法灌頂が体調不良を理由に受けられないまま延期、その体調は悪化の一途を辿り、宝暦三年（一七五三）には薨去している。第三皇子の覚仁法親王は享保十七年（一七三二）の生まれで、延享五年（一七四八）には仁和寺に入寺するなどしているが、宝暦四年（一七五四）九月には持病の脚気の悪化により薨去している。そして第四皇子の増賞法親王は享保十九年（一七三四）の生まれで寛保元年（一七四一）に実相院相続の事を内約した後、延享三年（一七四六）には実相院へと入寺、寛延三年（一七五〇）には実相院門跡として桜町天皇の葬儀に参加したが、宝暦二年（一七五二）には聖護院へと移っている。

最後に桂宮は、家仁親王が当主の頃で、『桂宮日記』^{〔三八〕}

によると第二皇子の尊峰法親王は元文六年（一七四一）の生まれで宝暦四年（一七五四）に親王宣下し知恩院へ、第三皇子の尊映法親王は寛延元年（一七四八）の生まれで宝暦九年（一七五九）に親王宣下し一条院へと入寺している。

三親王家のそれぞれの様子は以上の通りであるが、公啓法親王はこの状況下で輪王寺宮の附弟に選ばれ、しかも江戸幕府にしても朝廷にしても特に他の候補者が示されたり、異論が唱えられる事なく選ばれている。他の法親王と公啓法親王には、どの部分に確固たる違いがあったのであろうか。

第一に考えられるのは年齢であろう。公遵法親王は存命しているが、なるべく早く隠居したいという状態にある。この場合、歴代輪王寺宮に目を向けてみると、初代輪王寺宮の守澄法親王と先代が急逝した公寛法親王を除き、輪王寺宮やその関係者が次代へ伝法を授けるなどしている。そのため、公遵法親王も歴代と同様に伝法や寺務の引き継ぎを行った上で隠居しなければならぬ状態にある。例えば、桂宮家の皇子達のように、いまだ親王宣下も行っていない程幼年の者達をそ

の附弟に定められるという事は、隠居を見据えた附弟の決定という今回の状況下では、寺務を完全に引き継がせるまでに時間がかかるため、考えにくいものとなっている。

第二にそれぞれの皇子たちの身体の具合といった事も理由の一つにあったと考えられる。尊真法親王や叡仁法親王は、寛延三年（一七五〇）の段階で病に伏せており、覚仁法親王も持病を抱えているなどといった事が記録されているが、わざわざ公遵法親王が病を理由に隠居をする状況で、健康面に不安がある者を、輪王寺宮の附弟に置く事は、考えられないであろう。

第三には宮門跡内の格の問題が挙げられる。例えば、尊英法親王の青蓮院と公啓法親王の曼殊院は格式上では同じ親王門跡であるが、青蓮院は三室の一つであり、優先的にその跡継ぎが決められやすい宮門跡となっている^{三九}。一方で曼殊院は、先の三室に曼殊院と毘沙門堂を加えた天台宗五箇室門跡となっているが、公啓法親王の前任である慈仁法親王が途中で仁和寺へ転住し宮門跡不在の時期が作られている。また公啓法親王が輪王寺宮の附弟となる際には、曼殊院へ誰かを転住

させる事もなく預かる事が提案されている。これは皇子の不足という状況下では、同じ宮門跡寺院であつてもその扱いに差がある事を意味しており、輪王寺宮の附弟のために転住させるに当たつては、転住させやすい宮門跡からその候補が選ばれたと考えられるのである⁽¹⁰⁾。

第四には天皇家との血筋の近さが挙げられる。これは、後年閑院宮から光格天皇が選ばれた時にも理由の一つとして挙げられている。閑院宮は四親王家の中で一番新しく創設された親王家であり、公啓法親王の親で、閑院宮当主である直仁親王の親は東山天皇であるため、天皇家との繋がりには二親等の皇子になつている。但しこの点について、有栖川宮当主の職仁親王は先代が当主の跡継ぎを定めなかつたために、靈元天皇の皇子から当主として選ばれた人物で、この頃は必ずしも閑院宮だけが血縁上、天皇家に最も近かつたわけではない事に注意が必要である。

ここまでの理由を纏めてみると、ある一定の年齢で、病弱でない者を前提として考えた時に、天皇家との血筋が近く、その上で元の門跡寺院の格が問題にならな

かつた人物として挙げられたのが、公啓法親王であつたと考えられる。また、これらの理由は朝廷にしても、輪王寺宮の附弟のために三室の宮門跡が空白となる形は避けられており、しかも公啓法親王の元々の門跡寺院である曼殊院についても無住とせずに公啓法親王の預かりとなつている。したがつて輪王寺宮のために京の宮門跡事情が大きく阻害されるという事態が避けられており、朝廷の宗教秩序を保ちつつ輪王寺宮相続が可能となつているのである。

しかしながら一方で、江戸幕府は違う観点から公啓法親王に着目したのではないかと考えられる。それは、閑院宮出身であつた事が好ましかつたのではないかというものである。閑院宮は四親王家の中では、徳川家宣からの奏請に応じて創設された親王家であり、家領についても家宣から贈られる形で成立している。また公啓法親王の妹である倫子女王は徳川家治の正室となつている。これは寛延元年（一七四八）の段階で将来的な婚約を決定されており、更には寛延二年（一七四九）に江戸へ下るなど、公啓法親王が附弟と定められるその前から徳川と閑院宮家の関係性が築かれ

ているのである。そのためこの頃は、閑院宮家というのは四親王家の中でも特に徳川家と関係性が深い所であり、この四親王家から輪王寺宮が輩出される最初の段階では、閑院宮家が選ばれたと考える事が出来る。

また輪王寺宮の格式についても、天皇の皇子を選ぶ事が出来ないという状況下では、江戸幕府側から見ても一定の格式を保つ人物となっている。元々輪王寺宮は比叡山に対する対抗意識のもと創設されたが、この頃は比叡山を治める三室の門跡寺院は天皇家から四親王家へと移行しつつあったためである。三室のうち妙法院以外は親王家出身者が宮門跡を務め、妙法院にしても最後の天皇家出身の宮門跡である堯恭法親王の代であり、以降は親王家から輩出されている。江戸幕府にしても深刻な皇子不足という事態において、宮門跡という一定の格式を保つ事さえ出来れば、その候補者について問題視される事はなかったようである。

このように輪王寺宮の附弟の事については、病を理由に公遵法親王がなるべく早く隠居をしたい事に加え、深刻な皇子不足という状況下で、朝廷と江戸幕府とがそれぞれ異なる観点から公啓法親王を輪王寺宮の跡継

ぎに認めており、誰からも異論の出ない人物として附弟に選ばれたと考えられるのである。

第五節 輪王寺門跡としての公啓法親王

公啓法親王が公遵法親王の跡継ぎとされてからは、普段は輪王寺宮としての寺務に励み、宝暦五年（一七五五）には一品宣下を行った他、宝暦十二年（一七六二）には天台座主の地位に就いている。このように、歴代輪王寺宮と同様の道を歩んでいく事となるが、その中でもいくつか興味深い記録が存在している。

例えば『閑院宮日記』によると、宝暦元年（一七五一）五月九日には、公啓法親王が輪王寺宮の寺務を継ぐために関東に下るに当たって、一度閑院宮家に訪れ、餞別品を賜っている。更に江戸に下った際には、徳川家治の正室となるため先に江戸に下っていた妹の倫子女王からも餞別品を貰った事が『徳川実紀』に書かれており、閑院宮家との関係性の深さが表れている事例となっている。

また、江戸に下った直後に公啓法親王は徳川家重と対面する事となるが、次に示すように『徳川実紀』で

は非常に手厚く迎えられている様子が描かれている。

のように記述されている。

六日、日光新宮^(公啓法親王)はじめての御対面あり、新宮より馬資の金、紗綾甘端さ、げらる、高家畠山飛驒守義紀御使し、准后^(公遵法親王)に巻物二十、二種一荷、新宮に綿二百把、二種一荷を贈らせ給ひ、大御所^(徳川吉宗)よりは前田信濃守長泰、大納言^(徳川家治)殿よりは長澤孝岐守資祐して、准后に巻物十二種一家、新宮に綿百把、一種一荷つかはさる、

〔黒板勝美、国史大系編修会 編
一九九九 五三七〕

ここから、江戸城で徳川家重と対面しており、この後、大御所（徳川吉宗）と大納言（徳川家治）から使いが派遣され、物品を贈られるなど、手厚く迎えられている事がわかる。これは徳川における輪王寺宮の存在の大きさが表れていると言えるであろう。

そうして江戸に下った後には、宝暦二年（一七五二）八月、公啓法親王は公遵法親王からその寺務を譲られ、正式に輪王寺宮となる。この事は『徳川実紀』にて次

廿三日酒井左衛門尉忠寄、松平右近将監武元御使して山にまかり、准后公遵法親王に御詞を伝ふるは、近頃病がちにて寺務を新宮に譲り、職辞せん事聞えあげられしが、

新宮^(公啓法親王)参向の程もへざるをもて、今しばし在职し給ふやう思しめせども、御病の事故やむ事を得ずし病養ひ給ふべし、新宮は今より寺務にあたらせ給ふべしとなり、

廿四日

（中略）

此日日光門跡公啓法親王御対面あり、山に御使ありしを謝せらる、又准后公遵法親王よりは凌雲院大僧正光俊して、隠退の御ゆるしありて新宮に職務ゆづりたまひしを謝せらる、准后はけふより随意院と称せらる、

〔黒板勝美、国史大系編修会 編
一九九九 五七三〕

ここでは『兼胤記』で確認したように、公遵法親王が病気がちである事を理由に隠居をし、公啓法親王へとその跡を継がせている事がわかる。また、公遵法親王は前例のない隠居をしているが、ここでは隠居が認められた事について感謝の意を示している事が記録されている。これは隠居について江戸幕府の許可が必要であったという事であり、江戸幕府による宗教秩序の中に輪王寺宮が位置付けられている一事例とも言えるであろう。

また宝暦十二年（一七六二）に天台座主となるために京へ上洛した際には、青蓮院門跡の尊真法親王に對して、公啓法親王が灌頂を授けるために曼殊院を兼帯したという興味深い記録が残されている。この事は『兼胤記』の宝暦十二年五月の項に次のように記されている。

十一日、同役依所勞不參、

一巳半剋參 内

一輪王寺宮被願、（尊真法親王）青蓮院宮灌頂ニ付三昧流伝法曼殊

院預ニ而ハ差支有之ニ付、暫之内内被兼帯度由願書、

入内覽、附治刀卿言上、被 聞召、願之通被 仰下了、同役へ申達、

〔東京大学史料編纂所 編 二〇一三年 二四六〕

これは、公啓法親王が青蓮院尊祐親王の灌頂の戒師を務めるために、法曼流の教えに基づく輪王寺宮としてではなく、青蓮院と同じ三昧流の教えに基づく曼殊院を一時的に預かったという記録である。公啓法親王が輪王寺宮に選ばれた理由を考察した際に述べたように、京における既存の宗教秩序に公啓法親王が配慮したものととなっている。

更にこの上洛中には、桃園天皇が急激に体調を悪化させ、崩御しているのだが、『御湯殿上日記』によると、この際に青蓮院や妙法院など三室の宮門跡と一緒に公啓法親王と公遵法親王が加持祈禱のために桃園天皇のもとを訪れ、その後の桃園天皇の葬儀にも一宮門跡として参加している事がわかる。はじめは徳川家を祀り、宗教行政を統轄するために成立した輪王寺宮であったが、その一方で既存の宗教秩序と迎合し、また状況によっては配慮する事で存続している面もある事

から、必ずしも一方的ではない朝幕関係というものが輪王寺宮から見て取れる。

第六節 公啓法親王の薨去

公啓法親王は公遵法親王のように病気がちになる事もなく、順調にその寺務を行っていた。しかし、安永元年（一七七二）に大病に罹り、薨去している。薨去までの様子について、『徳川実紀』にて次のように記載されている。

安永元年

六月

廿六日（中略）又日光門跡公啓法親王このほど重病にてふし給へるよし聞召、御側水野山城守政勝御使して人參一匣ををくらせらる、

廿八日けふもまた高家大澤相模守基典御使して、法親王の病をとせらる

廿九日けふも法親王の病をとせられ御側津田日向守信之もて寒晒糯末を遅らせらる、さるに夕つげていと、重くなやませ給ふよし聞えければ、ま

た松平周防守康福、板倉佐渡守勝清寛永寺におもむきその病を視せらる、

七月

四日公啓法親王の病とはせられて、高家吉良左京大夫義豊御使す

七日日光門跡の病をとせられ、高家六角越前守広孝御使す、

八日高家堀川兵部大輔広之をかし法親王の病をとせらる

十五日けふ公啓法親王やまひすでに危篤に及ばるゝよし聞えしかば、高家吉良右京大夫義豊御使してとはせらる

十六日輪王寺門跡一品公啓法親王薨せらる、親王実は閑院一品彈正尹直仁親王の子なりしを、桜町院養ひ給ひて、はじめ曼殊院の宮と申しけるが、後に前輪王寺公遵法親王の附弟となり給ひ、宝暦二年八月廿三日寺務を掌り、門主の職にいます事二十一年たり、この親王は（倫子女王）心観院殿の御はらかなれば、本城よりの御待遇浅からず、こたびも大納言殿姫君に御喪制にこもらせ給ふ、よりて音

樂を廢停せらるゝこと三日、

〔黒板勝美、国史大系編修会 編

一九九九年 三九〇～三九二〕

ここでは公啓法親王が急激に体調を悪化させ、江戸城から様々な人が派遣され、その病がどのようなものであるか、探ろうとしたものの、最終的には薨去した事が記述されている。公啓法親王について江戸幕府によつて手厚く扱われている事がよくわかる内容となっているが、何よりも公啓法親王が薨去した日の内容が注目される。公啓法親王について「心観院殿の御はらからなれば、本城よりの御待遇浅からず」と、心観院(倫子女王)の兄弟であるために、公啓法親王の待遇が良い事が示されているのである。本論文でも何度か言及しているが、倫子女王は徳川家治の正室であり、また、家治は倫子女王一人に対して寵愛を注いでいるような人物であった。倫子女王は公啓法親王が薨去する一年程前に亡くなっているが、それでもなお、わざわざ『徳川実紀』上で右記のように触れられている。公啓法親王が輪王寺宮に選ばれた理由を考察する際に、

閑院宮家との関係性をその理由に一つ挙げたが、ここでその理由が補完されるような事象が示されているのである。

第三章 輪王寺宮研究上における公啓法親王の意義

ここまで公啓法親王における生涯を通し、その継承の変化の様相を深く見てきたが、最後に公啓法親王に関する輪王寺宮研究上の意義を明らかにしておきたい。

第一に挙げられるのは、親王家出身者から選ばれるのが、既存の宗教秩序を守るためであった事である。本来曼殊院門跡となるはずであった公啓法親王が、輪王寺宮のために転住させられるという行為は、輪王寺宮存続のために、上方門跡よりも輪王寺門跡が優先されているように見える行為であるが、その実情は天皇家の皇子不足という環境を考慮し、また上方門跡内においても影響が少ない宮門跡を対象として選んだ結果なのである。更に曼殊院門跡が完全に無住となつてしまふ状況にも配慮がされており、先行研究などで捉えられるような、上方門跡に完全に優越する輪王寺宮と

はまた異なった姿が公啓法親王には表れていると考えられる。

第二には、一元的には捉えられない輪王寺宮の複雑な関係性について、公啓法親王を通して見る事が出来る事である。先述した曼殊院門跡預かりという行為は一定の配慮がなされている。一方で、輪王寺宮が上方門跡とは異なる事を意識して勅許が出され、輪王寺宮として出家し、閑院宮家との深い関係性が記録されているなど、輪王寺宮の立場が強く意識される状況とあくまで公啓法親王個人としての関係性が意識されている状況とが描かれている。更にこれは朝幕関係などにも目を向けても、跡継ぎの定め方では、先例とそのやり方が異なる事に朝廷が憤慨する一方、公啓法親王が輪王寺宮となる事自体について反対される事もなく、輪王寺宮の存続は受け入れられている。これは輪王寺宮とする事そのものが反対されていた守澄法親王の時代に比べると大きな変化であり、時と場合にに応じて変化する朝幕間の多面的な関係性が輪王寺宮にも反映されていると言える。

最後に、江戸幕府内で輪王寺宮が非常に重要な存在

として捉えられつつある事が、見て取れる。そもそも公啓法親王が輪王寺宮に選ばれたのは、公遵法親王に關して、輪王寺宮の隠居という前例のない行為が受け入れられている事に端を発している他、公啓法親王が關東に下った時の様子や、薨去した際の様子から、非常に待遇の良い様子が記録されているからである。これは、閑院宮家の倫子女王を徳川家治の室として迎えるなど、閑院宮家との関係性を深めている事の影響性も考えられるが、少なくとも江戸幕府内では、輪王寺宮の存在感が増している事の表れであり、最終的に江戸幕府方の盟主として担がれた公現法親王までの布石の一つと捉える事が出来るのである。

おわりに

本稿では、以上のように公啓法親王の生涯を通してその基礎的な研究を行い、輪王寺宮研究における公啓法親王の意義について検討を行った。そして公啓法親王というのは皇子不足などの時代の環境の変化に輪王寺宮が迎合したために誕生した人物であると言える。

先行研究上では、天海の思惑のもとに成立した輪王寺宮というのが念頭に置かれ、寺院を統監する宗教行政上のトップとしての輪王寺宮にその関心が寄せられる事が多い。しかし、朝廷と江戸幕府とが互いの権威を認める事によって輪王寺宮は成立しているものであり、輪王寺宮一人ひとりの分析を通して、より多面的な輪王寺宮の姿を捉えた上で輪王寺宮について考える事こそが、今輪王寺宮研究に求められている。

《注》

- (一) 喜多院所蔵の「天海関係文書」において、天海が京都三千院の最胤親王に宛てた書状が確認出来るが、この書状では将来皇子を法親王として江戸に迎えたい旨を示しており、日光山や寛永寺の創設を働きかけたのも天海によるものであるため、天海の思惑によるものではないかと考えられている。
- (二) 第三代輪王寺宮である公本法親王が入寺したのが始まりである。元は天海によって再建されており、公本法親王が入寺する事で以後宮門跡として代々扱われるようになった。そのためその寺域内には輪王寺宮墓地が存在している。
- (三) 公現法親王は戊辰戦争において慶應四年（一八六八）に奥羽越

列藩同盟の盟主になった人物であり、奥羽越列藩同盟崩壊後には謹慎処分を受け、最終的には親王の身分を解かれたため還俗する事となった。

- (四) 辻善之助『日本仏教史 近世編2』（岩波書店、一九五三年）。
- (五) 柚田善雄『幕藩権力と寺院・門跡』（思文閣史学叢書、二〇〇三年）。
- (六) 曾根原理『徳川家康神格化への道―中世天台思想の展開』（吉川弘文館、一九九六年）。
- (七) 菅野洋介「輪王寺宮の権威と在地寺社の動向」井上智勝、高埜利彦編『近世の宗教と社会2』（吉川弘文館、二〇〇八年）二二七―二四七頁。
- (八) 藤井德行「明治元年・所謂「東北朝廷」成立に関する考察―輪王寺宮公現法親王をめぐる」手塚豊編『近代日本史の新研究1』（北樹出版、一九八一年）二一九頁―三一六頁。
- (九) 新政府軍の明治天皇に対抗して、公現法親王を旧幕府軍の天皇として掲げようとしていたのではないかとする説。公現法親王はこの東武天皇説が事実かどうかを巡って議論が行われる事が多い。
- (一〇) 塙保己一編纂、太田藤四郎補『群書類目部集』（続群書類完成会、一九八五年）に収録。
- (一一) 大山公淳『徳川時代台密教学史』（『密教文化』通号一二号、

が「兼胤記」に度々記録されており、必ずしも順調に附弟事が進んでいわけではない面が存在している。

- (二六) 吉岡眞之、藤井讓治、岩壁義光 監修『伏見宮実録』第十卷（ゆまに書房、二〇一五年）、吉岡眞之、藤井讓治、岩壁義光 監修『伏見宮実録』第十一卷（ゆまに書房、二〇一五年）、吉岡眞之、藤井讓治、岩壁義光 監修『伏見宮実録』第十三卷（ゆまに書房、二〇一六年）に収録。

(二七) 前注（二一）。

- (二八) 吉岡眞之、藤井讓治、岩壁義光 監修『桂宮実録』第五卷（ゆまに書房、二〇一七年）参照。

(二九) 比叡山の天台座主についても基本的にはこの三室で回されるため、三室とそれ以外の宮門跡とは格において差がつくものとなっている。

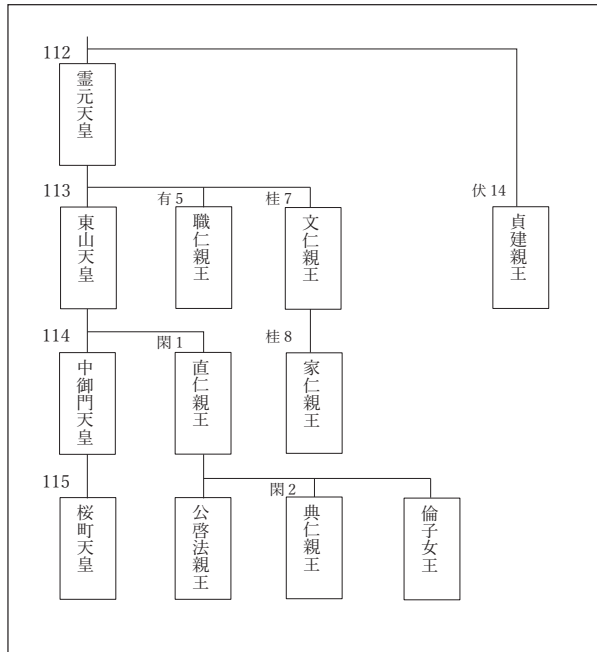
(三〇) なお初代輪王寺宮の守澄法親王は後水尾天皇の強い願いもあり、青蓮院から輪王寺宮となっているが、一方で江戸幕府方では、当初は輪王寺宮が青蓮院の下に入る事になってしまう可能性があるために、青蓮院に入寺してから輪王寺宮となる事に反対していたという事情があり、先例を通じて元の宮門跡が何処であるかといった事が考慮された可能性を指摘出来る。

参考文献

- 今江廣道・平井誠二校訂 二〇〇〇『史料集古記録編 第124号
配本 通兄公記7』続群書類従完成会
- 大山公淳 一九五〇『徳川時代台密教学史』『密教文化』通号一二号
- 黒板勝美、国史大系編修会編 一九六六『国史大系 第15卷（続史愚抄 後篇）新訂増補』吉川弘文館
- 一九九九『国史大系 第四六卷（徳川実紀 第九篇）新訂増補』吉川弘文館
- 菅野洋介 二〇〇八『輪王寺宮の権威と在地寺社の動向』井上智勝、高埜利彦 編『近世の宗教と社会2』吉川弘文館
- 浅草寺・浅草寺日記研究会 一九七八『浅草寺日記第一卷』金龍山浅草寺
- 曾根原理 一九九六『徳川家康神格化への道—中世天台思想の展開』吉川弘文館
- 柚田善雄 二〇〇三『幕藩権力と寺院・門跡』思文閣史学叢書
- 辻善之助 一九五三『日本仏教史 近世編2』岩波書店
- 東京市 編 一九一三『東京市史稿 御墓地篇』東京市
- 東京大学史料編纂所 編 一九九〇『大日本近世史料 廣橋兼胤公武御用日記』第一卷 東京大学出版会
- 一九九五『大日本近世史料 廣橋兼胤公武御用日記』第三卷 東京大学出版会

二〇一三『大日本近世史料 廣橋兼胤公武御 用日記』第十一卷東京大学出版会	
塙保己一編纂、太田藤四郎 補 一九八五『群書系図部集』統群書類 従完成会	
藤井徳行 一九八一「明治元年・所謂「東北朝廷」成立に関する考 察―輪王寺宮公現法親王をめぐって」手塚豊 編『近代日 本史の新研究 1』北樹出版	
森田晃一 一九九八「東叡山主・輪王寺宮の浅草寺御成について」 『岐阜女子大学地域文化研究』第一五号	
吉岡眞之、藤井讓治、岩壁義光監修 二〇一五 a 『伏見宮実録』第十 卷 ゆまに書房	二〇一五 b 『伏見宮実録』第 十一卷 ゆまに書房
	二〇一五 c 『伏見宮実録』第 十二卷 ゆまに書房
	二〇一六 『伏見宮実録』第十三 卷 ゆまに書房
	二〇一七 a 『桂宮実録』第五卷 ゆまに書房
	二〇一七 b 『桂宮実録』第六卷 ゆまに書房
	二〇一八 a 『有栖川宮実録』第 六卷 ゆまに書房
	二〇一八 b 『有栖川宮実録』第 七卷 ゆまに書房
	二〇二〇 a 『閑院宮実録』第一 卷 ゆまに書房
	二〇二〇 b 『閑院宮実録』第二 卷 ゆまに書房

図 天皇家と四親王家の関係系図



※名前左上の数字はそれぞれ
 数字のみ：天皇何代目か（皇統譜に依拠する）
 文字付数字：四親王家何代目かを示す